

若越郷土研究

41の3

中世若越の茶園と茶

佐藤 圭

はじめに

中世、戦国期の茶の湯といえは京都、奈良や堺が有名であるが、地方社会における茶のあり方もっと明らかにされねばならない。そのひとつの前提となるのが茶の栽培や茶の流通の解明であるが、本稿では中世の越前・若狭地域の茶園について史料に基づいてまとめ、あわせて当地における茶の流通についてふれたい。

佐藤 中世若越の茶園と茶

一、若狭明通寺の茶園

小浜市の明通寺には応永二十七年（一四二〇）の茶園の文書が一点あり、それは室町時代の地方寺院の茶園史料としても貴重である。¹⁾

(前欠)

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

出茶袋数事

大坊 六袋

桜本坊 二袋

松本坊 卅八袋

円蔵坊 九袋

日輪坊 卅九袋

藤本坊 三袋半

極楽坊 十一袋三分一

橋本坊 一袋半

浄光坊 二袋三分二

塔本坊 一袋

牛玉坊 三袋半

安楽坊 廿二袋

了善坊 七袋三分二

伊勢公 定念四分一

以上二百五十四袋半歟

但四十クロー 一袋宛配分、是者本園ニ新園ヲ

加

了善坊 七袋三分二

伊勢公 定念四分一

兵部公 定尊一袋

少納言公 六袋三分二

梅本坊 二袋三分一

浄光坊 四袋

日光坊 十二袋三分二

山本坊 七袋三分二

金蔵坊 四袋

大光坊 廿袋

善住坊 二袋

岩本坊 廿六袋

中坊 十三袋三分一

倉本坊 三袋三分二

二王坊 四袋三分二

岩本坊 廿六袋

行法坊 五袋三分一

善住坊 二袋

大光坊 廿袋

浄光坊 四袋

日光坊 十二袋三分二

山本坊 七袋三分二

金蔵坊 四袋

本者一袋にて候へ共、極楽坊の一袋三分一、上七候間、如此にて候

梅本坊 二袋三分一

少納言公 六袋三分二

兵部公 定尊一袋

了善坊 七袋三分二

伊勢公 定念四分一

梅本坊 二袋三分一

浄光坊 四袋

日光坊 十二袋三分二

山本坊 七袋三分二

金蔵坊 四袋

大光坊 廿袋

善住坊 二袋

岩本坊 廿六袋

行法坊 五袋三分一

岩本坊 廿六袋

二王坊 四袋三分二

倉本坊 三袋三分二

大坊 六袋

桜本坊 二袋

松本坊 卅八袋

円蔵坊 九袋

日輪坊 卅九袋

藤本坊 三袋半

極楽坊 十一袋三分一

橋本坊 一袋半

浄光坊 二袋三分二

塔本坊 一袋

牛玉坊 三袋半

安楽坊 廿二袋

了善坊 七袋三分二

伊勢公 定念四分一

以上二百五十四袋半歟

但四十クロー 一袋宛配分、是者本園ニ新園ヲ

加

了善坊 七袋三分二

伊勢公 定念四分一

兵部公 定尊一袋

少納言公 六袋三分二

梅本坊 二袋三分一

浄光坊 四袋

日光坊 十二袋三分二

山本坊 七袋三分二

金蔵坊 四袋

大光坊 廿袋

善住坊 二袋

岩本坊 廿六袋

乙〇方へ此日記にてめさるへく候、
あまり候へんしする分八年行事可有御預候

新園ヲモ加
マテ
新園ヲモ加
マテ
年行事頼舜(花押)
朝賢(花押)

静義(花押)

朝尊(花押)

朝賢(花押)

但新茶園帳とも者ついて置了是者本帳加

但四十くろにて一袋配分

新茶園袋数事

大坊五袋三分一 但新園二ヶ所分在所前谷大光り坊十一袋 但新園三ヶ所分在所前谷二王坊三分一 但新園二ヶ所前谷岩本坊四袋三分二 但新園在所前谷中坊二袋 但新園在所前谷少納言公六袋 但新園在所前谷伊勢公定念四分一 在所拜殿むかへ兵部公一袋 在所前谷松本坊茶まんの上了善坊三袋四分一 在所前谷安楽坊茶まんの上善住坊二袋但八十くろ

以上卅七袋半

応永廿七年卯月廿八日年行事頼舜(花押)

頼賢(花押) 朝尊(花押) 静義(花押) 朝

賢(花押)

この文書は明通寺が寺内の二十五坊及び少納言など公名で呼ばれる三名計二十八人の坊主から徴集する茶の袋数を定めたものであ

る。その算定の方法は「四十くろ」という単位から一袋産出されると見積つて各坊の出茶袋数の合計の五分一から四分一程度を徴収するものである。「此日記にてめさるへく候、

あまり候はんとする分八年行事可有御預候」と書かれているので各坊から決められた量の茶を寺家に出し、余った茶はとりあえず年行事が預ることになっている。この各坊から徴収された計六十二袋の茶を具体的に何に使うのかは明らかでないが、仏前に供えるなど仏物とされたのではないかと思われる。そして残りの分は各坊主のものになるものと想像される。

この文書をみて興味深いのはこのころ新茶園が営まれていることである。新茶園の注記からみてその場所はおもとの茶園の上などに拡張したものが多く、明通寺の各坊の位置については「桐山光明通寺之景」(『若越宝鑑』所収)に図示されている跡地を参照すると庫裏・客殿・本堂などをとり囲むようにして寺内にあることがわかる。これらの茶園は各坊地の中や近くに設けられた小規模な寺院茶園である。それでもこのころ茶が足らなくなっ

たらしく新しい茶園が数ヶ所作られているのである。

この明通寺の茶園が何時創始されたのか知られないが、まず確実に十四世紀の南北朝期に遡るものであろう。そして十五世紀に入り寺院茶の需要が増し、新茶園が開発され、それに伴い各坊の茶の徴収割当に変化が生じてこの文書が作成された。このように考えられる。

明通寺は当時天台末の顕密寺院であり、室町幕府に保護された禅宗寺院などではない。こうした地方寺院にまで茶園が設けられていることは、当時の寺院社会一般における広い茶の受容を物語っている。

二、他の寺院茶園

若狭・越前の戦国期の古文書にはその他の寺院の茶園のことが散見する。若狭では小浜市青井の時宗寺院西福寺に茶園があったことが知られ、織豊期に降る史料であるが、領主一族の浅野次吉が西福寺の屋敷の竹木伐採を停止しかつまた樹木、茶園等を安堵してい

る。²⁾

越前に移ると、まず敦賀の浄土宗寺院善妙寺では「前崎かはな」という場所に常住分(寺家)の茶園と善妙寺の寮舎成就院領の茶園畠があつたことが永禄元年(一五五八)六月の寺領目録にみえる。そしてこの成就院領の茶園は安養寺⁴⁾という寺の茶園と隣り合つていた。この「前崎かはな」の地は大体現在の敦賀市舞崎町の天筒山から南に延びる尾根の先端部に比定される。恐らくその南側の日当たりのよいところに善妙寺や安養寺の茶園が設けられていたのであろう。

丹生郡の越知山大谷寺では福泉坊の屋敷に茶園一反があつたことが天正十三年(一五八五)九月の寄進状にみえる。⁵⁾

大野郡では斯波氏(大野氏)の居城の大山城の南麓に位置する斯波持種の菩提所といわれる洪泉寺(洞雲寺末)に地子百文分の茶園のあつたことが、弘治二年(一五五六)二月の寺領目録にみえる。その茶園の記載が大門東・大門西の地と並んでみえるのでやはり南斜面の日当りのいい寺内にあつたのではないかと思われる。

佐藤 中世若越の茶園と茶

以上のように中世の越前・若狭において宗派や地域を問わず広く寺院の茶園があつたことがわずかの史料であるがうかがえる。その史料の年代はいずれも十六世紀後半に当たつ

ている。そのこの意味はそのころから寺院茶園が急が増えたというのではなくして、たまたま当時権力者による安堵などがあつたからと考えられ、むしろ茶園自体は前節でみた明通寺の場合のようにそれ以前から設置されていたとみるべきであろう。明通寺の茶園を含めてその規模はやや小さいようであるが、よく手入れがいきとどいていたもののように感じられる。

三、大名と茶

大名にとつても茶はなくてはならぬものだった。南北朝期以来守護として越前国を支配した斯波氏は宇治に朝日という名前の茶園を持つていたという。その大体の位置は宇治川をはさんで平等院の反対側のあたりとなる。

また近江守護京極氏は祝・奥山、但馬守護山名氏は宇文字という名の茶園を持つていたと

伝承される。これらはいずれも宇治川の西側に位置している。⁷⁾在京する有力守護たちが宇治に茶園を確保して高品質の茶を得ていたことがわかる。

享徳三年(一四五四)四月細呂宜郷下方(現金津町北部)の領主興福寺大乘院経覚は年貢未進を沙汰させるために定使徳市を越前へ下した。その時に経覚は坪江郷惣社春日社の神宮護国寺と在国した両守護代(府中小守護代のことであろう)に対して茶を贈っている。⁸⁾その数量は神宮護国寺へは十袋、両守護代には各三十袋というものであるが、奈良や京都で入手した高級な茶であつただろうと思われる。このことは在地の寺院や武士たちの高級茶への要望を示しているように感じられる。

戦国大名越前朝倉氏も宇治の堀家と関係を結んで宇治茶の供給を確保させている。左の二通の文書はこのことを示す貴重な史料である。⁹⁾

A 永代売渡申越前朝倉殿へ之茶之売口とい之事、則毎年為路銭^天和利式貫七百文并為御返礼綿式把、從朝倉殿被下候、然者是迄同

前仁永代堀与三兵衛方へ現銭貳拾貫文仁売渡申処也、此茶之売口之儀者、御屋形様御先祖より我等^茂先祖相伝仁被召上候之際、目出度無相違可有御知行者也、則御判之物数通相副進之候、万一於此儀達乱之仁在之者、可被処盗人之罪科者也、仍爲後日状如件、

天文拾七^{戊戌}年十一月拾五日 平国(花押)

B 永代讓与越前国 御屋形様^江被召上候御茶之事、則毎年爲路銭和利貳貫七百文并綿式把爲御返礼被下候、然者是まで同前仁貴所へ讓申者也、此儀者 御屋形様^自御先祖以御吉例被仰付、我等^茂先祖相伝仁無別儀御調仕儀候、其方我等同時之儀候条、御判之物数通相副讓与之上者、目出度如前々可被相調者也、仍如件、

天文拾七^{戊戌}年十一月吉日 平国(花押)

堀与三兵衛尉殿^參

この二通の文書は同じことについていっているのであるが、徳政(債務破棄令)に対処した売寄進と同様の手だてをとったものである。すなわち趣旨はAの売券の方にあり、徳

政令が適用になりそうになるとBの讓状の方を差し出してそれを免れようとしたのである。こうした一連の売券類を伝えた堀家は初期の宇治茶園の主要な経営者のひとりとみなされている。天文十七年(一五四八)十一月堀平国は越前朝倉氏への茶の売口問を銭二〇貫文で永代堀与三兵衛尉に売却し、判物数通を添えてこれらの文書を渡した。ここにみえる御屋形様とはこの年の九月に代替の札をすましてばかりの朝倉義景(延景)のことである。売口問は販売権のことであろうとした文書内容からみて朝倉氏に対する宇治茶の独占的な販売権が設定されていたものと思われる。一方朝倉氏は彼らに毎年路銭と返礼の綿を下賜した。茶の代価は当然別に払ったのである。

朝倉氏はこうした方法で宇治茶を毎年確保していた。これが何時から始まったものか、前掲史料に御屋形様御先祖より我等も先祖相伝といわれているが、義景の父の四代孝景の代になされたことは当然であろうが、それ以前については今のところよくわからない。あるいは初代孝景の時からかも知れない。なお安波賀春日神社所蔵の一乗谷絵図は幕

末の成立であるが、朝倉館の背後の英林塚の左手のあたりに「茶エン」という注記がみえる。それは少なくともこの絵図の成立時に茶園だったことを示すと同時にもしかしたら朝倉時代にも小さな茶園があったのかも知れない。

次に若狭では前述の西福寺に次の書状が残されている。

正月廿六日 信豊(花押)

西福寺

この文書は若狭守護武田信豊の書状で西福寺から宇治茶一斤・樽代卅疋珍来候、賞翫此事候する札状である。信豊の花押の形状から天文七年(一五三八)以前のもものと推定されている。当時若狭でも宇治茶が流通していたことを示す史料である。また三国町の瀧谷寺でもそのころ朝倉氏の武将の福島吉増に御茶を贈っている。これらのことから小浜や三国などの湊に近い大寺院は茶をよく入手していたことがうかがえる。

さらに若狭高浜の逸見経貴が在京中の大成

寺伎首座に宛てて出した十六世紀中ごろの書状には「又ちやの事承候間、先々古茶二袋上申候、新茶をはたはい申候、乍去新茶入候ハ、重而上可候」とみえる。ここでは若狭から京都に茶を贈っており、在地の茶の生産もかなり進んできたことがわかる。¹⁰⁾

おわりに

以上きわめて断片的な史料からであるが、十五、十六世紀の越前・若狭の茶についてみた。戦国大名越前朝倉氏の城下町一乗谷からはきわめて多量の茶道具の遺物が出土し、三国湊に隣接する地方寺院瀧谷寺にも茶壺・茶磨・茶碗などその他多くの茶道具がそろっていたことが文献からうかがえる。¹¹⁾当時の地方社会の武士や寺院など支配者層における茶の愛好を確かめることができる。その後数十年経つと若狭の村々の指出生があらわれ、農村の百姓たちが茶を作っていたことが確認される。¹²⁾それはまた茶の生産と需要のさらなる拡大を象徴するものであろう。

佐藤 中世若越の茶園と茶

注

- (1) 『明通寺文書』『福井県史資料編9中・近世七』五九三―五九五ページ。一九九〇年福井県刊。
- (2) 『西福寺文書』三月二十七日浅野次吉書状。同右書二一八ページ。
- (3) 『善妙寺文書』『福井県史資料編8中・近世六』二六六―二八五ページ。一九八九年福井県刊。
- (4) この安養寺は敦賀近在にあった寺だと思われる。『越州軍記』には天正元年(一五七三)七月朝倉義景が出陣の途中逗留したことがみえる。
- (5) 『越知神社文書』天正十三年九月三日上田甚右衛門寄進状。『福井県史資料編5中・近世三』二九七ページ。一九八五年福井県刊。
- (6) 『洞雲寺文書』『福井県史資料編7中・近世五』三二八ページ。一九九二年福井県刊。
- (7) 『宇治市史』2中世の歴史と景観四三七―四三九ページ。一九七四年宇治市役所刊。
- (8) 『細呂宜郷下方引付』『北国庄園史料』三三三ページ。一九六〇年福井県郷土誌懇談会。
- (9) 『田中忠三郎氏所蔵文書』『福井県史資料編2中世』三七七ページ。一九八六年福井県刊。現在のこの文書は佐倉市の国立歴史民俗博物館に収蔵されている。
- (10) 前掲『宇治市史』2四四四ページ。
- (11) A・B文書にみえる「被召上」とは「召しあげらるる」と訓み「尊敬すべき高貴の方が物をお買い上げになる」(『邦訳日葡辞書』)という意味である。
- (12) 前掲注(2)『西福寺文書』同前二〇八ページ。
- (13) 『瀧谷寺文書』八月朔日付福島吉増書状、『福井県史』資料編4中・近世二、三〇一ページ。一九八四年福井県刊。
- (14) 『大成寺文書』七月十一日逸見経貴書状『福井県史』資料編9中・近世七、九六八ページ。
- (15) 拙稿「瀧谷寺校割帳と一乗谷出土遺物―中世の家財道具について―」『北陸における社会構造の史的研究』一九八九年福井大学刊。
- (16) 寛永十一年(一六三四)の若狭の気山村と太良村の指出生には茶がそれぞれ四斤、十六斤六両領主に定納されることがみえる。『宇波西神社文書』『福井県史』資料編8中・近世六、七六二ページ、『高島甚兵衛家文書』同資料編9中・近世七、三八九ページ。

(きとつ けい)